

2) 鳥獣の種類・数 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることが出来ることとする。 有害鳥獣捕獲の許可は、原則として次の(7)又は(4)に該当する場合のみ対象とするものとする。 (7) 現に被害を生じさせている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合 (4) 建築物等の汚染等を防止するため、巢を除去する必要があるに併せて卵の採取等を行わなければならない場合 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。	2) 鳥獣の種類・数 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることが出来ることとする。 有害鳥獣捕獲の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合のみ対象とするものとする。 a 現に被害を生じさせている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合 b 建築物等の汚染等を防止するため、巢を除去する目的が達成に併せて卵の採取等を行わなければならない場合 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。
3) 期間 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要な期間とするものとする。 ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されがたいよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。	3) 期間 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要な期間とするものとする。 ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されがたいよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。
4) 区域 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕	4) 区域 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害

獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとす。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区等の特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び、休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり、結果として被害等の発生を遠因を生じさせないよう指導を行うものとする。

③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者等捕獲者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、シカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保等に関する事項については、鳥獣保護管理に当たっては、鳥獣保護等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、

鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区等の特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び、休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり、結果として被害等の発生を遠因を生じさせないよう指導を行うものとする。

③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者等捕獲者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、シカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保等に関する事項については、鳥獣保護管理に当たっては、鳥獣保護等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、

市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。	は、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。
2) 関係者間の連携強化 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局や森林管理局、地方農政局、環境事務所等との関係の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。	2) 関係者間の連携強化 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等との関係の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。
3) 被害防止体制の充実 被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。	3) 被害防止体制の充実 被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 なお、実施に当たったの留意事項は3(2)②③に準じるものとする。	4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき都道府県知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 なお、実施に当たったの留意事項は(2)①-③に準じるものとする。
(1) 許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気を銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はびわな猟免許を所持する者であること。 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。 さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。	(1) 許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気を銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許及びびわな猟免許を所持する者であること。 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。 さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。
(2) 鳥獣の種類・数 捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。	(2) 鳥獣の種類・数 捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。
(3) 期間 ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。 ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。	(3) 期間 ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。 ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。	③ 狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合には狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
(4) 区域 (5) 方法 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	(4) 区域 (5) 方法 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたと見做す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。なお、法第15条第1項に基づき鉛製銃弾を対象とした指定猟法区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。 また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたと見做す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。なお、法第15条第1項に基づき鉛製銃弾を対象とした指定猟法区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。 また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。
5 その他特別の事由の場合 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。	5 その他特別の事由の場合 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）
② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。	② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
③ 期間 1年以内。	③ 期間 1年以内
④ 区域 申請者の職務上必要な区域。	④ 区域 申請者の職務上必要な区域
⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）
② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。	② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
③ 期間	③ 期間

1年以内。	1年以内
④ 区域 必要と認められる区域。	④ 区域 必要と認められる区域
⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
① 許可対象者 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	① 許可対象者 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
② 鳥獣の種類・数 必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)。	② 鳥獣の種類・数 必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)
③ 期間 6か月以内。	③ 期間 6ヶ月以内
④ 区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	④ 区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(4) 愛がんのための飼養の目的	(4) 愛がんのための飼養の目的
① 許可対象者 自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者。	① 許可対象者 自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者
② 鳥獣の種類・数 メジロに限る。1世帯1羽までとする。	② 鳥獣の種類・数 メジロに限る。1世帯1羽
③ 期間 繁殖期間中は認めない。	③ 期間 繁殖期間中は認めない。
④ 区域 原則として、住所と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることに要請されている区域を除く。)	④ 区域 原則として、住所と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることに要請されている区域を除く。)
⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯認捕獲を生じない等	⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯認捕獲を生